

申請時の注意

酪農

1. 申請方法

対面にて受付を行います。受付日時・場所につきましては下記のとおりです。
お住まいの地区に関わらず、ご都合の良い会場にお越しください。

地区	受付日時	受付場所
高崎町	10月24日(木) 9:30~12:00 13:00~16:00	高崎総合支所 2階 大会議室
高城町	10月25日(金) 9:30~12:00 13:00~16:00	高城総合支所 2階産業建設課横大会議室
山田町	10月31日(木) 9:30~12:00	山田総合支所 2階 第2研修室
山之口町	10月31日(木) 13:30~16:00	山之口総合支所 2階 中会議室
沖水・志和池地区	11月1日(金) 9:30~12:00	沖水地区公民館 中会議室
庄内・西岳地区	11月6日(木) 9:30~12:00	庄内地区公民館 中会議室
上記以外の地区	11月7日(木) 9:30~12:00 13:00~16:00	中央公民館 2階 視聴覚室

* 上記の日程で都合がつかない場合は、令和6年11月29日(金)までに市役所畜産課(4階)までお越しください。(事前にご連絡をお願いします。)

2. 受付時にご持参いただくものについて

- ① 申請者名義の通帳
- ② 申請書は、受付会場にて準備しておりますので、その場でご記入ください。
自筆の場合印鑑は不要ですが、法人農家等でゴム印を使用する場合は、法人名称及び代表者氏名の印鑑が必要です(下記参照)

法人の場合

住所 ○○市○○町○○番地
氏名 ○○ 株式会社
代表取締役 都城 太郎

〔 株式会社印 + 都城 又は 代表取締役 〕

又は

〔 代表取締役印 〕

裏面あり

③ 飼養頭数報告書（同封）

* 令和6年10月1日時点の頭数を記入し、ご持参ください。

④ 飼養頭数の根拠となる書類

J A 都城所属・南部酪農所属の農家については、J A 都城・南部酪農へデータ提供の依頼を行います（申請時に同意書に記入していただきます）。

それ以外の農家は、飼養頭数がかかるもの（例：耳標番号一覧やコンピュータ管理の台帳など）の資料提出をお願いします。

⑤ 市税の滞納のない証明書は原則不要です

* 但し、畜産課が納税管理課に、申請者の納税状況調査を依頼することについて、申請時に同意していただくことが必要です。

3. 支援金の対象者

令和6年10月1日現在、家畜を出荷目的に飼養（所有）している畜産農家で、令和6年度中は畜産業を継続する農家です。

4. 支援額について

（ア）宮崎県が定める農業経営管理指針を参考に、1頭にかかる1年間の配合飼料の必要量を算出し、家畜の飼養頭数を乗じたものに、3,600円/トンを乗じた額（100円未満切り捨て）。

（イ）支援上限額は一経営体当たり300万円

5. 支払い時期について

支援金の申請があった日から、1カ月を目途に支払う予定としています。ただし、支援金の支払い根拠となる「家畜の飼養頭数報告書」の内容に疑義が生じ、調査が必要と判断した場合はさらに日数が必要となる場合があります。

6. 申請期限について

支援金の申請期限は、令和6年11月29日（金）までです。

7. その他

（ア）経産牛について、分娩後または離乳後肥育せずに出荷する場合は繁殖牛、概ね6カ月以上肥育して肉牛として出荷する場合は経産肥育として扱います。

（イ）酪農で育成・子牛を酪農公社等へ預託している場合は飼養頭数に含みません。

（ウ）③飼養頭数の報告書 は畜種別月齢等目安（別紙1）を参考にご記入下さい。

8. 問い合わせ先

都城市畜産課		TEL 23-2769
山之口総合支所	産業建設課	TEL 57-3113
高城総合支所	産業建設課	TEL 58-2310
山田総合支所	産業建設課	TEL 64-1113
高崎総合支所	産業建設課	TEL 62-1113

畜種別月齢等目安（別紙１）

1. 対象頭数

令和6年10月1日時点の頭数

2. 月齢等目安

①酪農（乳牛）

搾乳牛	搾乳牛、乾乳牛を含む経産牛	
育成牛	3ヶ月令以上初産分娩までの乳雌牛（ <u>公社預託は除く</u> ）	
子牛	3ヶ月齢未満の乳雌、及び乳雄子牛（ <u> " </u> ）	
肥育牛	去勢・未經産	乳雄去勢、又は乳雌未經産牛で <u>肥育出荷を目的</u> に飼養している乳牛
	経産牛	乳雌経産牛で <u>肥育出荷を目的</u> に飼養している乳牛

②交雑種（F1牛）

育成牛	出荷を目的として飼養している3ヶ月令以上のF1育成牛	
子牛	3ヶ月齢未満のF1子牛	
肥育牛	去勢・未經産	<u>肥育出荷を目的</u> に飼養しているF1牛

③和牛（ET含）

繁殖牛	繁殖に供している和牛雌牛	
育成牛（ET含）	繁殖を目的として飼養している10ヶ月令以上初産分娩までの和牛育成牛	
子牛（ET含）	10ヶ月齢未満の和牛子牛	
肥育牛（ET含）	去勢・未經産	和牛去勢、又は和牛雌未經産牛で <u>肥育出荷を目的</u> に飼養している和牛
	経産牛	和牛雌経産牛で <u>肥育出荷を目的</u> に飼養している和牛